

附 則

(施行期日)

1 この府令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この府令による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第四条の規定は、この府令の施行の日以後に開始する事業年度又は連結会計年度に係る財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に開始した事業年度又は連結会計年度に係る財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。ただし、当該財務諸表等の監査証明のうち同日以後に終了する事業年度又は連結会計年度に係るものについて適用することを妨げない。